

利用者の皆さん 前向きに考えてみませんか

～十分な安心装置を組込ながら
定率負担を導入することは～

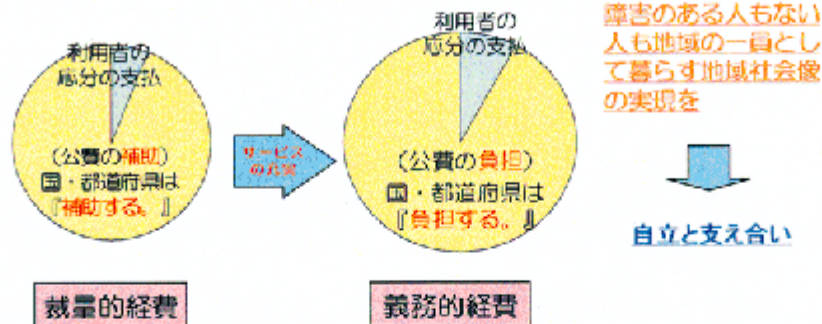
- より多くの方がサービスを利用できるようになります。
- 利用者の求めるニーズにあった質の高いサービスの提供につながります。
- サービス展開の充実により、地域格差を解消し、障害種別格差を是正し、地域移行が進みます。

障害者自立支援法の成立による 障害施策の充実が真のねらいです。

- 障害者自立支援法のねらいは、障害のある方のサービスの充実、推進です。この証に、来年度予算の要求では、障害者自立支援法の成立を前提に、次のように、**大幅な増額要求**を行っています。

	(平成17年度)		(平成18年度要求)
福祉サービス費	3,739億円	→	4,143億円 (▲11%)
┌ 居宅分	853億円	→	1,139億円 (▲34%)
	└ 施設分	2,886億円	→

財政基盤の強化



- 無理のない形で利用者負担をお願いし、国や都道府県の負担を義務的経費化し、財政基盤を強化します。このことにより、より多くの方に障害サービスを提供することができます。

障害福祉サービス展開の考え方

- 新サービス体系への移行に関する経過措置期間中(平成18年度～平成23年度)のサービス利用者の将来見通しを踏まえつつ、国は基本指針を定め、都道府県及び市町村は障害福祉計画を策定し、障害福祉サービスの計画的な基盤整備を進める。

1. 全国どこでも必要なホームヘルプサービスを保障

- ・立ち後れている精神障害者などに対するホームヘルプサービスの充実を図り、全国どこでも必要なホームヘルプサービスを保障

2. 希望する障害者に日中活動サービスを保障

- ・小規模作業所利用者の法定サービスへの移行等を推進することにより、希望する障害者に日中活動サービスを保障

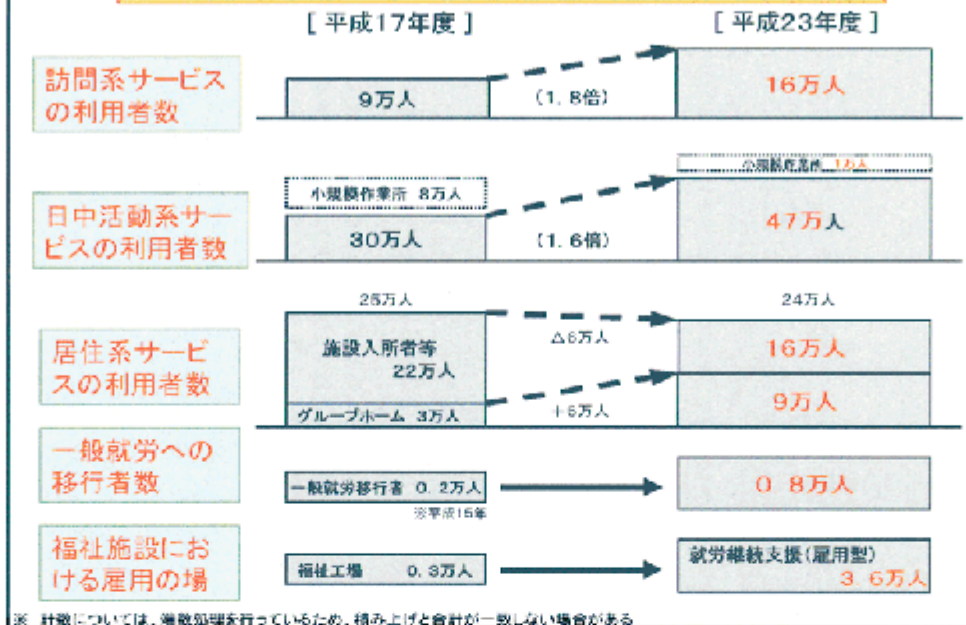
3. グループホーム等の充実を図り、施設入所・入院から地域生活への移行を推進

- ・地域における居住の場としてのグループホーム・ケアホームの充実を図るとともに、自立訓練事業等の推進により、施設入所・入院から地域生活への移行を進める

4. 福祉施設から一般就労への移行等を推進

- ・就労移行支援事業等の推進により、福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、福祉施設における雇用の場を拡大

障害福祉サービス展開の数値ビジョン



来年4月から 利用者負担のあり方が変わります。

応能負担から定率負担へ

- 障害福祉サービス制度を、低所得の方に対する措置的なものから、契約に基づき誰もが利用できるユニバーサルな制度に見直します。
 - 障害のある方も社会の構成員として利用者負担をすることで、制度を支える一員となっていただきます。
- ⇒ このため、利用者負担の見直しを行うとともに、サービスに必要な費用を国が責任を持って負担する仕組みを導入し、新たにサービスを利用される方がサービスを受けるために必要な財源が確保されるようにします。

施設等での食費は自己負担へ

- 自宅で暮らしていても施設で暮らしていても、費用負担が公平になるようにします。

所得の低い方へは負担の軽減を図ります

<定率負担については…>

- どの方でも負担が増え過ぎないように、上限額を設定するとともに、所得の低い方にはより低い上限を設定します。
- 資産等が少ない方には、収入の額に応じてさらに、上限額を引き下げます。

<食費等の負担については…>

- 全額負担しなくてもよいよう、負担軽減を図ります。

利用者負担の安心装置

○ ご安心下さい。利用者の御負担については、基本としての1割負担制度を導入しますが、無理のない御負担となるように、次のような**4つの安心装置**を組み込みます。

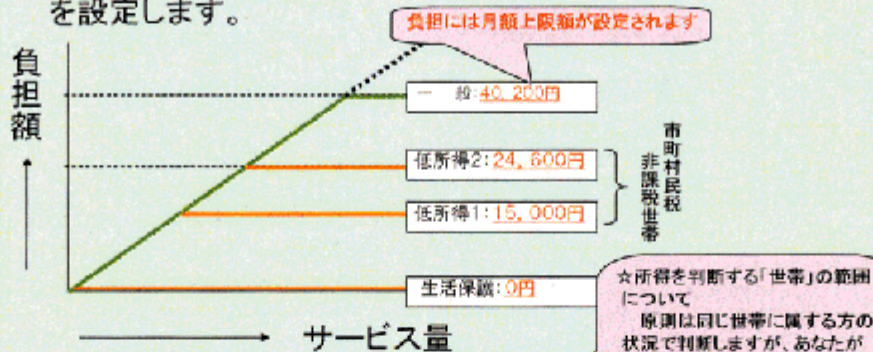
安心装置1 1カ月の負担打ち止め装置

1カ月にこれ以上御負担いただかなくても良いように、年金などの収入に応じた1カ月の負担上限額を設定します。

例えば、

- ※ **生活保護**を受けておられる方は、1割負担部分は**0円**です。
- ※ **障害基礎年金2級**レベルの所得の方（配偶者や世帯に市町村民税課税者がいない場合）は、**月額1万5千円の負担が上限**となります。

原則は1割負担ですが、どの方でも負担が増え過ぎないように、**上限額を設定するとともに、所得の低い方にはより低い上限を設定します。**



- 一般…市町村民税課税世帯
- 低所得2…市町村民税非課税世帯
(世帯3人世帯であれば、障害基礎年金1級を含めて概ね300万円以下の年収の方)
- 低所得1…市町村民税非課税世帯で障害者の収入が年収80万円(障害基礎年金2級相当額)以下の方

安心装置2 グループホームや成人の施設入所者への特別配慮

すぐに活用できる資産が350万円以下であるなど負担能力の乏しい方については、**月額6万6千円の収入(障害基礎年金2級相当)の方でしたら、定率1割負担分は、0円になります。**さらに、新たに食費等のご負担をいただく施設入所の方については、少なくとも手元に2万5千円が残るように、食費等の額を減額します。

安心装置3 在宅生活者のための負担半減措置

通所施設やホームヘルプサービスを利用される**在宅生活の方**についても、社会福祉法人による負担軽減制度として、**月額負担上限額の2分の1**まで、**定率負担**を軽減します。

安心装置4 生活保護への移行くい止め装置

利用者負担をすることにより、生活保護を受けることとなる場合は、**生活保護に該当しなくなるまで、負担額**を軽減します。